

令和6年度第2回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和6年9月11日（水）

13時～14時半

場所：Web開催

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 審議事項
 - (1)「埼玉県こども計画（仮称）」（令和7～11年度）について（目指す将来像）
 - (2)「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の進捗状況について
 - (3) 児童養護部会の審議経過について
- 4 閉会

〔配布資料〕

- | | |
|-----------|---|
| 資料1-1～1-5 | 「埼玉県こども計画（仮称）」が目指す将来像について（案） |
| 資料2-1～2-2 | 「埼玉県こども計画（仮称）」の計画の体系（案） |
| 参考資料1 | 現行計画の基本理念・施策の方向性 |
| 参考資料2 | こども基本法・こども大綱の基本理念等 |
| 資料3-1 | 令和6年度第2回埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会
議事概要 |
| 資料3-2 | 各委員からの主な意見と事務局からの応答 |
| 資料3-3 | 令和6年度第1回埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会
議事概要 |
| 資料4-1 | 「埼玉県子育て応援行動計画」（R2年度～R6年度）の
取組指標の実績一覧 |
| 資料4-2 | 「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の取組
指標の実績について |
| 資料5 | 児童養護部会 審議結果報告 |

埼玉県こども計画(仮称)が目指す将来像について(案) 資料1-1

こども・若者、子育てをめぐる状況が多様化・複雑化する中で、「埼玉県こども計画(仮称)」では、これまでの取組の充実を図りつつ、新たな課題に対応し、こどもまんなか社会の実現を目指します。

将来像
①

**こども・若者の意見
が尊重され、最善の利
益が優先される社会**

将来像
②

**こども・若者が夢や
希望を持ち、健やかに
成長・活躍できる社会**

将来像
③

**こどもを生き育てる
ことに喜びを実感でき、
子育て当事者が地域全
体から支えられる社会**

「こどもまんなか社会」の実現

「こどもまんなか社会」・・・

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会(「こども大綱」より)

埼玉県こども計画(仮称)が目指す将来像について(解説)(案) 資料1-2

【解説】 (埼玉県こども計画(仮称)が目指す将来像)

こども・若者は、「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手です。

全てのこども・若者は、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、差別的な取扱いを受けないこと、様々な場面でその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会が確保されることが必要です。

また、次代を担うこども・若者が健やかに成長・活躍する社会を実現するためには、こども・若者が愛され、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮できることが重要です。

さらに、こどもを持つことに希望を持ち、その希望が叶う社会を目指すためには、地域全体で子育て当事者を支え、こどもを生み育てることに喜びを実感できることが大切となります。

これらは、本県が目指す「日本一暮らしやすい埼玉」の理念にも共通するものです。

こども・若者が誰一人取り残されず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

将来像 ①

こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会

背景

- こどもを権利の主体とし、こどもの最善の利益を第一に考えることを原則に、こどもの様々な権利を定めた「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」に沿って、「こども基本法」が制定・施行されました。
- 「こども基本法」では、こどもたちが意見を表明する機会が確保されること、意見が尊重され最善の利益が優先して考慮されること、こども施策に当事者であるこどもたちの意見を反映すること等が求められています。

目指すべき将来像

- 全てのこども・若者を、一人ひとりが多様な人格を持った個人として尊重し、その権利を保障するために、様々な場面でその年齢及び発達の程度に応じてこども・若者の意見表明の機会を確保するとともに、自己選択や自己実現を促す取組を進め、こども・若者の最善の利益が優先して考慮される社会を目指します。

埼玉県こども計画(仮称)の施策が目指す将来像②について(案) 資料1-4

将来像
②

こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会

背景

- こども・若者を取り巻く環境は変化しており、いじめや不登校、貧困などの様々な困難を有するこども・若者の問題に加え、ヤングケアラーに関する問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への対応も求められます。
- 全てのこども・若者が生まれ育った環境に左右されずに夢や希望を持ってチャレンジできる環境をつくり、適切に養育・保護されながら成長・活躍できるよう、こども・若者を地域全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

目指すべき将来像

- こども・若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや生き抜く力を得るための糧となるような多様な活動に接することのできる、こども・若者の成長を育み、こども・若者とともにつくる居場所の充実を目指します。また、こども・若者の社会的活動への参画の推進を目指します。
- 親と子の健康支援や、様々な状況にあるこども・若者への支援、こども・若者を取り巻く犯罪などの危険への対策等により、全てのこども・若者が健やかに成長することを目指します。
- 虐待のない社会を実現するとともに、実親による養育が困難であれば、家庭養育を優先しながら、家庭と同等の養育環境である里親等による養育を行うなど、生まれ育った環境に左右されずに成長し、自立できるよう支援する社会を目指します。
- キャリア教育や就労支援により、自らの可能性に果敢に挑戦するこども・若者が未来を切り拓いていけることを目指します。

埼玉県こども計画(仮称)の施策が目指す将来像③について(案) 資料1-5

将来像
③

こどもを生み育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

背景

- 未婚化や晩婚化、非正規雇用者の増加など、様々な要因により少子化が進む中、結婚や出産を考える世代が、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持ち、その希望が叶えられる社会が求められます。
- こどもが教育を受ける機会を確保するとともに、体験活動等を通じた自立的な成長を支援することが求められます。
- 子育て支援策の充実やワークライフバランスの推進などにより、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりが必要です。

目指すべき将来像

- こども・若者や子育て当事者が暮らしやすい社会に向けた気運の醸成やまちづくりを目指します。
- 結婚・出産に希望を持つ人が、安心してこどもを生み育てられるように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。
- 変化する時代にこども・若者が対応する力を持てるよう、学校教育の充実や自立的な「子育て」の推進を目指します。
- 学校や地域、NPO等の多様な担い手が、それぞれの得意分野や知見を生かし、子育てしやすい環境づくりに向けた活動ができる社会、働き方改革の進展と、共に家事・育児を担う「共育て」の推進を目指します。

埼玉県こども計画(仮称)の計画の体系(案) 資料2-1①

※本計画が目指す将来像を踏まえて整理

将来像1 こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会

【ライフステージを通した施策】

1 こどもの権利擁護、意見の反映

(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり

(2) こども等が意見を表明する機会の確保

将来像2 こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会

【ライフステージを通した施策】

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

(1) こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援

(2) 社会形成への参画支援

3 親と子の健康・医療の充実

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

(2) 医療提供体制の充実

(3) 医療に係る経済的支援

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

(1) 「こどもの貧困」対策の推進

(2) ひとり親家庭への支援

(3) 障害などのあるこども・若者への支援

(4) ヤングケアラーへの支援

(5) ニート・ひきこもり・不登校等のこども・若者への支援

(6) 一人ひとりの状況に応じた支援

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

(1) こどもを虐待から守る地域づくり

(2) 社会的養育の充実

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(1) こども・若者の自殺対策

(2) インターネット対策の推進

(3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

(4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

(5) 非行防止と立ち直り支援

【ライフステージ別の施策】

10 未来を切り拓くこども・若者の応援

(1) 若者の職業的自立、就労等支援

(2) 若年者の経済的自立の支援

(3) グローバル社会で活躍する人材の育成

埼玉県こども計画(仮称)の計画の体系(案)

資料2-1②

将来像3 こどもを生み育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

【ライフステージを通した施策】

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

- (1) こどもまんなか社会への機運醸成
- (2) こども政策DXの推進
- (3) こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進
- (4) 子育てしやすい住環境の整備

【ライフステージ別の施策】

8 結婚・出産の希望実現

- (1) 結婚を望む人への支援
- (2) 不妊・不育症に悩む人への支援
- (3) プレコンセプションケアの推進

9 「子育て」と「子育て」の支援

- (1) 家庭の子育て力の充実
- (2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
- (3) 質の高い幼児教育・保育の充実
- (4) 学校教育の充実
- (5) 自立的な子育ての支援
- (6) 子育てに係る経済的負担の軽減

11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

- (1) 分野横断的な支援人材の育成
- (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

- (1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成
- (2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

埼玉県こども計画(仮称)の骨子案(イメージ)

※こども大綱「こども施策の重要事項」を踏まえ整理した、本計画で取り組む施策

ライフステージを通した施策

ライフステージ別の施策

資料2-2

1 こどもの権利擁護、意見の反映

- (1)こどもの人権が尊重される社会環境づくり
- (2)こども等が意見を表明する機会の確保

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

- (1)こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援
- (2)社会形成への参画支援

3 親と子の健康・医療の充実

- (1)妊娠から子育てまでの切れ目のない支援
- (2)医療提供体制の充実
- (3)医療に係る経済的支援

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

- (1)「こどもの貧困」対策の推進
- (2)ひとり親家庭への支援
- (3)障害などのあるこども・若者への支援
- (4)ヤングケアラーへの支援
- (5)ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援
- (6)一人ひとりの状況に応じた支援

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

- (1)こどもを虐待から守る地域づくり
- (2)社会的養育の充実

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- (1)こども・若者の自殺対策
- (2)インターネット対策の推進
- (3)こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- (4)犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- (5)非行防止と立ち直り支援

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

- (1)こどもまんなか社会への機運醸成
- (2)こども政策DXの推進
- (3)こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進
- (4)子育てしやすい住環境の整備

8 結婚・出産の希望実現

- (1)結婚を望む人への支援
- (2)不妊・不育症に悩む人への支援
- (3)プレコンセプションケアの推進

9 「子育て」と「子育て」の支援

- (1)家庭の子育て力の充実
- (2)「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
- (3)質の高い幼児教育・保育の充実
- (4)学校教育の充実
- (5)自立的な子育ての支援
- (6)子育てに係る経済的負担の軽減

10 未来を切り拓くこども・若者の応援

- (1)若者の職業的自立、就労等支援
- (2)若年者の経済的自立の支援
- (3)グローバル社会で活躍する人材の育成

11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

- (1)分野横断的な支援人材の育成
- (2)多様な担い手による持続的な活動の推進

12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

- (1)企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成
- (2)共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

【参考】現行計画の基本理念・施策の方向性

参考資料1

「埼玉県子育て応援行動計画」

基本理念

「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり

施策の方向性

- 子どもを安心して生み育てられる環境を整備する
- 地域全体で子供と子育て家庭を応援する
- すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す

「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」

基本理念

子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現

施策の方向性

- 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援（全ての子供・若者の健やかな育成、未来を切り拓く子供・若者の応援）
- 困難を有する子供・若者への支援（困難を有する子供・若者やその家族への支援、非行防止と立ち直り支援）
- 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備（子供・若者の健やかな成長のための社会環境の整備、子供・若者の健やかな成長を支える担い手の要請・支援）

【参考】こども基本法・こども大綱の基本理念等

参考資料2

こども基本法における「基本理念」

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

こども大綱における「こども施策に関する基本的な方針」

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

令和 6 年度第 2 回埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会 議事概要

【日 時】 令和 6 年 8 月 2 2 日（木）

【方 法】 書面開催

【出 席】 作業部会員（以下 1 1 名）

石丸 靖子（認定 NPO 法人さいたまユースサポートネット）

小林 敏宏（埼玉県小児科医会）

黒澤 万里子（埼玉県福祉部こども政策課）

坂本 仁志（埼玉県児童福祉施設協議会）

佐藤 啓子（公益財団法人埼玉県看護協会）

東海林 尚文（一般社団法人埼玉県子ども食堂ネットワーク）

塚越 優子（全国認定こども園協会）

羽澤 憲治（埼玉県学童保育連絡協議会）

福田 由美子（埼玉県家庭教育振興協議会）

保角 美代（埼玉県里親会）

本田 尚美（埼玉県ひとり親福祉連合会）

横田 蒼（立教大学 コミュニティ福祉学部）

（事務局）埼玉県福祉部こども政策課

【議題】

（１）埼玉県こども計画（仮称）が目指す将来像について

（２）埼玉県こども計画（仮称）の計画の体系について

【各委員からの主な意見と事務局からの応答】

資料 3-2 のとおり

各委員からの主な意見と事務局からの応答

資料3-2

御意見・御質問（要約）	県からの回答
「計画の体系(案)、骨子案(イメージ)」 「2(1)子ども食堂など切れ目のない子どもの居場所づくりの支援」は、「子どもを主体とした切れ目ない地域の居場所づくりの支援」ではどうか。 今後、子どもの「意見の反映」が活かされた「居場所づくり」がなされていくという認識であるため、「子どもを真ん中に置いた居場所」というような表現が適しているように思う。	（修正） 将来像②の資料下段「目指すべき将来像」1文目を以下のように修正することで、御趣旨を反映したいと思います。また、全体の取組を整理した際に、骨子案についても再度見直しを検討します。 【修正前】 子ども・若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや生き抜く力を得るための糧となるような多様な活動に接することのできる、子ども・若者の成長を育む居場所の充実を目指します。 【修正後】 子ども・若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや生き抜く力を得るための糧となるような多様な活動に接することのできる、子ども・若者の成長を育み、 子ども・若者とともにつくる 居場所の充実を目指します。
「計画の体系(案)、骨子案(イメージ)」 「10(1)若者の職業的自立、就労等支援」は、単なる「若者就労支援」ではなく「多様な若者の職業的自立、就労等支援」であってほしい。 障害のある子ども・若者、複合的な困難を抱えている多様な若者が多いということや、「働き方」が多様になっていることなどから、そのように考える。	（修正なし） 障害のある子ども・若者など様々な状況にある子ども・若者への支援については、「4 「子どもの貧困」対策の推進、配慮を要する子どもへの支援」で、特に障害のある子ども・若者の支援は「4 (3) 障害などのある子ども・若者への支援」のなかで取組を記載する予定です。 また、障害のある子ども・若者を含め様々な状況にある子ども・若者に対しては継続的な支援が必要であることから、「ライフステージを通した施策」として位置付けることが適していると考えます。
「目指す将来像②(案)」 資料下段の「目指すべき将来像」3文目の「虐待のない社会を実現するとともに……養育が困難であれば 家庭養育優先の元 、里親による養育を行うなど……」の部分については、法律上の表現ではあると思うが、家庭養育優先のもとで虐待死亡事例などが起きている実情からすると、「家庭養育優先の元」は削除でよいのではないか。	（修正） 里親が家庭養育と同等である趣旨を反映させるため、以下のとおり修正します。 【修正前】 …家庭養育優先のもと、里親等による養育を行うなど（以下、略。） 【修正後】 … 家庭養育を優先しながら、家庭と同等の養育環境である 里親等による養育を行うなど（以下、略。）
「目指す将来像③(案)」 資料下段の「働き方改革の進展と男性と女性がともに 家事・子育てを担う社会 を目指します」の部分については、男性と女性がいなければ家庭でないように受け取られる恐れがあるため、性の多様性に配慮した表現にできないか（例：「家族で家事・子育てを担う社会」など）。	（修正） 以下のとおり修正します。 【修正前】 …働き方改革の進展と男性と女性が共に家事・子育てを担う社会を目指します。 【修正後】 … 働き方改革の進展と、共に家事・育児を担う「子育て」の推進 を目指します。
「計画の体系(案)、骨子案(イメージ)」 「2(2)社会形成への参画支援」は、この文面だけでは分かりにくい。他の項目にあるように「子どもの参画支援とした方がわかりやすいと思う。」	（修正） 将来像②の資料下段「目指すべき将来像」1文目末尾に以下を追記することで、御趣旨を反映したいと思います。また、全体の取組を整理した際に、骨子案についても再度見直しを検討します。 【修正前】 （文章なし） 【修正後】 また、子ども・若者の社会的活動への参画の推進を目指します。
「目指す将来像①(案)」 資料下段の「目指すべき将来像」の「多様な人格を持った個」という表現が分かりにくいので修正してはどうか（例：「一人ひとりを個人として尊重する」など）	（修正） 以下のとおり修正します。 【修正前】 全ての子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障するために（以下、略）。 【修正後】 全ての子ども・若者を、 一人ひとりが多様な人格を持った個人として尊重し 、その権利を保障するとともに（以下、略）。
「目指す将来像(案)」、「目指す将来像②(案)」 「子育て当事者が 地域全体 から支えられる」、「 地域全体 で子育て当事者を支え」、「子ども・若者を 社会全体 で見守り」と、「 地域 」・「 社会 」という言葉がそれぞれ使われている。 「 地域 」と「 社会 」の文言の考え方をどのように定義しているのか。	（修正） 子どもや若者、子育て当事者を取り巻く周囲の環境を「地域」や「社会」という文言で表現していますが、将来像に関する記述では「地域」に統一します。 具体的には、「目指す将来像②」の資料上段「背景」の2文目を以下のとおり修正します。 【修正前】 …子ども・若者を社会全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。 【修正後】 …子ども・若者を 地域 全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。
「目指す将来像(案)」 「将来像」とはどの程度の年数をイメージしたものか。アバウトであっても年数を記載すべきと考える。	（修正なし） 県5か年計画における「埼玉県の目指す将来像」と同様に、SDGsの達成年限である2030年や、その先の日本の高齢者人口がピークとなる2040年頃を見据えています。本計画はSDGsだけでなく、子どもの権利条約や子ども基本法で目指す社会の実現を視野に入れていることから、年数を記載していません。
「目指す将来像(解説)(案)」 「子ども・若者は、『社会の大切な宝』であり、次世代の担い手です」との冒頭部分の内容に異議はないが、今とともに生きている存在としての認識が薄れてしまう恐れがある。 次段落の「全ての子ども・若者は、個人として尊重され（以下略）」の部分に「今とともに生きる」を加えてはどうか。	（修正なし） 全ての子ども・若者の権利は、「今とともに生きる」子ども・若者だけではなく、未来・過去を生きる／生きてきた子ども・若者も含める意味で、原案のままとさせていただきます。

御意見・御質問(要約)	県からの回答
「目指す将来像①(案)」 「子どもの権利条約」における「意見表明権」には年齢制限はなく、乳幼児期の子どもも含めての「将来像①」であると理解している。 この理解に立った場合、「遊び、身振り、表情およびお絵描きを含む非言語的コミュニケーション形態を認識し尊重することが必要」と考えられ、現状の案では不十分ではないか。 「子ども・若者の意見表明(非言語的コミュニケーションも含む)の機会を確保する」などとしてはどうか。	(修正) 全ての年齢層の子ども・若者に意見表明の機会があることを明確にするため、子ども基本法を参考に、「目指す将来像(解説)」の2文目及び、将来像①の資料下段「目指すべき将来像」を以下のとおり修正します。 <目指す将来像(解説)> 【修正前】 ・・・意見を表明する機会が確保されることが必要です。 【修正後】 ・・・その年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会が確保されることが必要です。 <将来像①> 【修正前】 ・・・子ども・若者の意見表明の機会を確保するとともに・・・。 【修正後】 ・・・その年齢及び発達の程度に応じて子ども・若者の意見表明の機会を確保するとともに・・・。
「目指す将来像③(案)」 資料下段「目指すべき将来像」の4文目の「家庭や学校、地域、NPO等の多様な担い手が(以下略)」の部分について、「家庭」と、その他の「学校、地域、NPO等」を同列で記述されていること、および、「家庭」が多様な「担い手」の一つとして掲げられていることに、違和感がある。 「地域」の中に「家庭」も含まれると考えられるので、あえて「家庭」を明示する必要はないのではないか。	(修正) 子ども・若者を取り巻く身近な大人たちの例示として記載しましたが、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 家庭や学校、地域、NPO等の多様な担い手が・・・ 【修正後】 学校や地域、NPO等の多様な担い手が・・・
「計画の体系(案)、骨子案(イメージ)」 それぞれの資料で、「4(3)障害などのある子ども・若者への支援」と「(3) 障害のある子ども・若者への支援」と「など」がある場合、ない場合がある。「など」が無い理由は。	(修正) 脱字です。申し訳ありません。
「計画の体系(案)、骨子案(イメージ)」 「9 「子育て」と「子育て」の支援」の(1)～(6)の項目とは別に、「放課後児童クラブの推進」を新たに設けるべきと考える。 埼玉県では共働き家庭への支援が重要課題であり、共働き家庭にとって放課後児童クラブは必要不可欠である。	(修正なし) 現行の「埼玉県子育て応援行動計画」では、『孤育て』にしない地域の子育て力の充実」に「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実」の項目を設けております。 「子ども計画(仮称)」についても、「9(2)「孤育て」にしない地域の子育て力の充実」に同様の項目を設け、取組を位置付けてまいります。
「目指す将来像①(案)」 「子ども・若者が意見を表明する機会が確保される」ための方策としては、意見聴取の場を設けることやアンケートだけでなく、子ども・若者が日々の生活の中で表明してくる意見を聴きとり受けとめること、そして、その意見を吟味し、日々の取り組みにフィードバックしていくことが大切である。 そのためにには、子ども・若者と関わる人材の専門性及び、人材が継続的に子ども・若者と関わっていくことが不可欠である。 そこで、「1 子どもの権利擁護、意見の反映」に「(3)専門的人材が子ども等と継続的にかかわれる体制の確保」を加えてはどうか。 あるいは、「子ども・若者の意見が尊重」されるためには、各施策・方策が展開・実践される現場での日々の関わりのなかでの継続的な取組みが大切である旨、注釈的に明記してはいかがか。	(修正) 子ども・若者の意見を聴く専門的なスキルの重要性についてはご意見のとおりと考えます。今後、取組に記載をさせていただきます。 また、日々の生活の中で表明された意見を受け止めることが大切という御意見を踏まえ、「目指す将来像(解説)」の2文目及び、将来像①の資料下段「目指すべき将来像」を以下のとおり修正します。 <目指す将来像(解説)> 【修正前】 ・・・意見を表明する機会が確保されることが必要です。 【修正後】 ・・・様々な場面でその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会が確保されることが必要です。 <将来像①> 【修正前】 ・・・子ども・若者の意見表明の機会を確保するとともに・・・。 【修正後】 ・・・様々な場面でその年齢及び発達の程度に応じて子ども・若者の意見表明の機会を確保するとともに・・・。

令和6年度第1回埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会
議事概要

【日 時】 令和6年6月5日（水）

【方 法】 オンライン開催

【出 席】 作業部会員（以下12名）

石丸 靖子（NPO 法人さいたまユースサポートネット）
小林 敏宏（埼玉県小児科医会）
黒澤 万里子（埼玉県福祉部こども政策課）
坂本 仁志（埼玉県児童福祉施設協議会）
佐藤 啓子（公益財団法人埼玉県看護協会）
東海林 尚文（一般社団法人埼玉県子ども食堂ネットワーク）
塚越 優子（全国認定こども園協会）
羽澤 憲治（埼玉県学童保育連絡協議会）
福田 由美子（埼玉県家庭教育振興協議会）
保角 美代（埼玉県里親会）
本田 尚美（埼玉県ひとり親福祉連合会）
横田 蒼（立教大学 コミュニティ福祉学部）

（事務局）埼玉県福祉部こども政策課

【議題】 「埼玉県こども計画（仮称）」のたたき台素案について

①基本理念 ②施策の展開

【各委員からの主な意見】

1. 「埼玉県こども計画（仮称）」の基本理念について

- 現行の埼玉県子育て応援行動計画の基本理念「すべての子供の最善の利益」について、「すべて」という言葉は、こどもの集団のようにも、一人一人のこどものようにも捉えられるため、一人一人、その子その子に沿った最善の利益を求めていく、ということが伝わる言葉にしてほしい。
- こども基本法におけるこども施策の基本理念①「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、～」の基本的人権が保障されるといった内容が、現行の埼玉県子育て応援行動計画の基本理念からは読み取れない。「埼玉県こど

も計画（仮称）」の基本理念には、読み取れるというだけではなく、こども基本法のように 1 番目に明記してほしい。

- こども基本法におけるこども施策の基本理念⑤「～家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的に責任を有するとの認識の下、～」について、1 家庭だけでこどもの育ちを支えきれない現状があるため、社会全体で子育てをサポートしていく、社会全体で子育てをする、という考えを加えてほしい。
- こども基本法におけるこども施策の基本理念⑤「～こどもの養育については、家庭を基本として行われ、～」とあるが、ひとり親家庭、里親家庭など様々な家庭環境がある中で、「家庭を基本」という表現は使わないようにしてほしい。
- こどもも理解できるような言葉や文章で表現することが必要である。「埼玉県こども計画（仮称）」の施策の展開にある「7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくり」という文言・単語は分かりやすい。
- 埼玉県の特徴を出すとあるが、どこに一番特色が出ているのか明確に見えてこない。
- 「埼玉県こども計画（仮称）」の基本理念のイメージとなるキーワードに関し、現行の計画の基本理念にある「誰一人取り残されない」について、受け身的な表現に感じるため、「取り残さない」といった表現に変えてほしい。
- 「埼玉県こども計画（仮称）」の基本理念のイメージとなるキーワードに関し、現行の計画の基本理念にある「社会」という言葉について、より身近なところでこどもを育てたり、こどもを見ていくという部分では「地域」という言葉をどこかに入れてほしい。
- こども基本法におけるこども施策の基本理念に「愛」「夢」という言葉が入っている。こどもが権利の主体であることの現れとなる「愛」と、子育てに夢を持って社会全体で子育てをしていこうとい

った雰囲気醸成という意味での「夢」、この2つの言葉を基本理念に入れられるとよい。

- こども基本法におけるこども施策の基本理念③「自己に直接関係する全ての事項」の部分について、「直接関係する」という言葉の示す意味が、どこまでの範囲なのか分かりづらい。
- 現行の埼玉県子育て応援行動計画の基本理念には「希望」という言葉があるが、「夢」という言葉は入っていない。「希望」という言葉にもある意味合いだとは思いますが、こどもが大きくなったときにこうであってほしい、という意味合いのある「夢」という言葉も入れてほしい。
- こどもたちを処遇する様々な分野の担い手の確保について、担い手をしっかりと処遇していくことが大事、といった文言を入れてほしい。

2.「埼玉県こども計画（仮称）」の施策の展開について

- 「3 親と子の健康・医療の充実（2）医療提供体制の充実」の内容で、小児医療の充実について、医療人材不足が生じている地域等をカバーできる施策を今後もお願いしたい。
- こども安全課が検討していく「5 児童虐待防止・社会的養育の充実」についてはいつ頃示される予定なのかと思っている。

3.その他

- こどもの基本条例等を策定している都道府県がいくつかあると思うが、埼玉県としてもそういうことを目指していけたらいいのではないか。

埼玉県子育て応援行動計画（Ｒ２年度～Ｒ６年度）の取組指標の実績一覧

資料４－１

項目	指標 (数値目標)	策定時 H30 年度 ※	実 績			目標値
			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	
１．結婚・出産の希望実現	合計特殊出生率	1.34	1.22	1.17 (概数)	1.14 (概数)	1.59
	SAITAMA出会いサポートセンター会員市町村数	26 市町村	44 市町村	47 市町村	51 市町村	63 市町村
	不妊検査助成件数 (R4年度～)	- 件	- 件	2,159 件	2,363 件	2,530 件
２．親と子の健康・医療の充実	乳幼児健康診査の未受診率	1歳6か月児 4.2 %	4.2 (R2実績)%	5.6 (R3実績)%	4.1 (R4実績)%	3.0 %
		3歳児 6.0 %	7.5 (R2実績)%	6.3 (R3実績)%	5.2 (R4実績)%	5.0 %
	麻疹・風しん第２期定期接種率	94.4 %	94.1 %	92.8 %	調査中 %	95 %
３．「子育て」と「子育て」の支援	保育所等受入枠	130,135 人	144,458 人	147,125 人	149,468 人	153,132 人
	延長保育事業	65,161 人	74,695 人	75,772 人	75,190 人	75,750 人
	一時預かり事業	594,053 人日	670,953 人日	681,391 人日	683,300 人日	691,777 人日
	病児保育事業	48,391 人日	62,581 人日	64,731 人日	65,425 人日	63,529 人日
	放課後児童クラブ受入枠	69,081 人	76,637 人	77,910 人	80,599 人	82,631 人
４．ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	多様な働き方実践企業の認定数	2,805 社（延べ）	3,584 社（延べ）	3,828 社（延べ）	3,977 社（延べ）	4,250 社（延べ）
５．「子供の貧困対策」の推進、配慮を要する子への支援	生活保護世帯の中学３年生の学習支援事業利用率	47.8 %	37.8 %	36.3 %	40.2 %	60.0 %
	児童養護施設退所児童の大学等進学率	25.7 %	38.6 %	40.6 %	調査中 %	35 %
	子供の居場所数	323 か所	520 か所	628 か所	調査中 か所	800 か所
	ひとり親世帯向け住宅の供給戸数 ※Ｒ４年度末までの目標	0 戸	500 戸	700 戸	- 戸	700 戸
６．児童虐待防止・社会的養育の充実	里親等委託率	22.1 %	25.1 %	24.2 %	調査中 %	32 %
	児童養護施設退所児童の大学等進学率（再掲）	25.7 %	38.6 %	40.6 %	調査中 %	35 %
７．子育てしやすいまちづくりの推進	自主防犯活動が実施されている地域の割合	88.9 %	88.7 %	88.0 %	86.0 %	90 %
	声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数	56 市町村	45 市町村	54 市町村	56 市町村	57 市町村

※乳幼児健康診査の未受診率のみH２９年度実績

「埼玉県子育て応援行動計画」《令和 2～6 年度》 の取組指標の実績について

○令和 6 年度を目標年度とする以下の 19 の指標（再掲を含む）を設定しており、令和 5 年度の進捗状況は以下のとおりです。

1. 結婚・出産の希望実現

	平成 30 年度 (策定時)	令和 5 年度	令和 6 年度 (目標値)
合計特殊出生率	1. 34	1. 14 (概数)	1. 59

【SAITAMA 出会いサポートセンター会員市町村数】
・官民連携の結婚支援の取組である「SAITAMA 出会いサポートセンター」を県内市町村や民間企業等とともに運営し、結婚を希望する独身者の出会いから結婚までの支援を行います。

	平成 30 年度 (策定時)	令和 5 年度	令和 6 年度 (目標値)
SAITAMA 出会い サポートセンター会員 市町村数	26 市町村	51 市町村	63 市町村

《令和 5 年度の取組実績》

未加入市町村に対し、少子化対策協議会等を通じた加入の呼びかけや結婚支援コンシェルジュとともに個別訪問による加入の呼びかけを実施。

【不妊治療助成件数（さいたま市、川越市、越谷市及び川口市を除く。）】

・ 不妊検査及び不育症検査に要する費用を助成し、早期受診を促進させます。

	平成 30 年度 (策定時)	令和 5 年度	令和 6 年度 (目標値)
不妊検査助成件数	- 件	2,363 件	2,530 件

《令和 5 年度の取組実績》

各事業を実施する市町村に対し、補助金の一部を助成。

※計画策定当初の指標は「不妊治療助成件数」だったが、不妊治療は令和 4 年度から保険適用となり助成制度が終了するため、令和 4 年度より、不妊検査助成件数が指標となっている。

（参考）不妊治療助成件数 令和 6 年度（目標値） 6, 1 0 0 件
令和 3 年度実績 8, 6 9 8 件

2. 親と子の健康・医療の充実

【乳幼児健康診査の未受診率】

・妊娠中の健康管理と胎児への影響、妊婦健診・乳幼児健診・定期予防接種の重要性などの母子の健康保持に関する知識、発達段階に応じた親子の関わりや男性の育児参加などの親としての心構えについて、母子健康手帳副読本等により、市町村と連携して普及啓発を図ります。

		平成29年度 (策定時)	令和4年度	令和6年度 (目標値)
乳幼児健康 診査の 未受診率	1歳6か月児	4.2%	4.1%	3.0%
	3歳児	6.0%	5.2%	5.0%

《令和4年度の取組実績》

母子健康手帳副読本等により、妊婦健診・乳幼児健診等重要性を周知。

【麻しん・風しん第2期定期接種率】

・特定感染症予防指針に基づき、麻しん・風しんに関する正しい知識や予防接種の重要性について普及啓発を進めるとともに、予防接種の勧奨に努めます。

	平成30年度 (策定時)	令和5年度	令和6年度 (目標値)
麻しん・風しん 第2期定期接種率	94.4%	集計中	95%

《令和5年度の取組実績》

県医師会と連携し、子ども予防接種週間に接種勧奨を実施。

就学時検診前に各関係機関に接種勧奨を依頼。

彩の国だよりに予防接種勧奨の記事を掲載。

3. 「子育て」と「子育て」の支援

【保育所等受入枠】

・ 保育所の待機児童対策を引き続き進め、市町村のニーズを踏まえた保育の受入枠を確保します。

	平成 30 年度 (策定時)	令和 5 年度	令和 6 年度 (目標値)
保育所等受入枠	130,135 人	149,468	153,132 人

《令和 5 年度の取組実績》

国の交付金等を活用して、認定こども園や認可保育所等の整備を進め、保育サービス受入枠（認可保育所等）を拡大。

○ 多様な保育ニーズに応える受け皿の確保

【延長保育事業】

・ 就業形態の多様化に対応するため延長保育の実施を促進します。

【一時預かり事業】

・ 保護者の病気や冠婚葬祭など日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れなどに対応するため、こどもを一時的に預かる事業の拡充に努めます。

【病児保育事業】

・ 病気になったこどもをやむを得ない理由により看病できない場合に備えて、通常の保育所では対応できない病児保育施設の整備を促進します。

	平成 30 年度 (策定時)	令和 5 年度	令和 6 年度 (目標値)
延長保育事業	65,161 人	75,190 人	75,750 人
一時預かり事業	594,053 人日	683,300 人日	691,777 人日
病児保育事業	48,391 人日	65,425 人日	63,529 人日

《令和 5 年度の取組実績》

各事業を実施する市町村に対し、運営費の一部を補助。

【放課後児童クラブ受入枠】

・放課後児童クラブの待機児童対策を進めるため、新設・改修整備等を含めた様々な手法を活用し、市町村のニーズを踏まえた受入枠の確保を図ります。

	平成 30 年度 (策定時)	令和 5 年度	令和 6 年度 (目標値)
放課後児童クラブ 受入枠	69,081 人	80,599 人	82,631 人

＜＜令和 5 年度の実績＞＞

放課後児童クラブを実施する市町村に対し、運営費の一部を助成。

新設や学校の余裕教室等を改修し、放課後児童クラブを整備する市町村に対し、整備費の一部を助成。

4. ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

【多様な働き方実践企業の認定数】

・短時間勤務やフレックスタイム、時間外勤務の縮減など多様な働き方を推進し、男女共に働き続けられる職場環境づくりを促進します。

	平成 30 年度 (策定時)	令和 5 年度	令和 6 年度 (目標値)
多様な働き方実践企業 の認定数	2,805 社 (延べ)	3,977 社 (延べ)	4,250 社 (延べ)

＜＜令和 5 年度の実績＞＞

仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりを促進するため、短時間勤務やフレックスタイムなど、多様な働き方を実践している企業を認定。

5. 「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援

【生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率】

・生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象とした学習支援事業（アスポート事業）や小学生を対象とした学習・生活支援事業（ジュニア・アスポート事業）を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。

	平成30年度 (策定時)	令和5年度	令和6年度 (目標値)
生活保護世帯の 中学3年生の学習支援 事業利用率	47.8%	40.2%	60%

《令和5年度の取組実績》

支援員が生活保護世帯等を訪問し高校進学の可能性を理解してもらうとともに、学習教室で学生ボランティア等による高校進学に向けた支援を実施。

【児童養護施設退所児童の大学等進学率】

・児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。

	平成30年度 (策定時)	令和5年度	令和6年度 (目標値)
児童養護施設退所児童 の大学等進学率	25.7%	集計中	35%

《令和5年度の取組実績》

県単独補助事業である施設入所児童フェアスタート応援事業費において、施設入所児童の高校での学習・生活支援に係る費用の一部を助成。

【子供の居場所数】

・子ども食堂や学習支援、プレーパークなどの居場所を支える人材を養成するとともに、企業と居場所づくりに取り組む団体をマッチングすることで、継続的な支援体制を構築します。

	平成30年度 (策定時)	令和5年度	令和6年度 (目標値)
子供の居場所数	323 か所	集計中	800 か所

《令和5年度の取組実績》

こどもの居場所づくりアドバイザーの派遣等に取り組み、こどもの居場所の立ち上げ・継続の支援を実施。

【ひとり親世帯向け住宅の供給戸数】

・低所得のひとり親世帯向けに県営住宅を令和4年度までに700戸供給します。

	平成30年度 (策定時)	令和4年度	令和4年度 (目標値)
ひとり親世帯向け住宅 の供給戸数	0 戸	700 戸	700 戸

※令和4年度末までの指標

《令和5年度の取組実績》

令和4年度で目標戸数の供給を完了。

6. 児童虐待防止・社会的養育の充実

【里親等委託率】

・保護を必要とする子供の里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、里親委託など家庭養育を推進するため児童相談所の職員体制の充実を図ります。

	平成30年度 (策定時)	令和5年度	令和6年度 (目標値)
里親等委託率	22.1%	集計中	32%

《令和5年度の取組実績》

里親研修の実施、全児童相談所へ里親等委託調整員及び里親強化推進員を配置、関係機関等へ里親制度啓発用ポスター・チラシを配布。

【児童養護施設退所児童の大学等進学率（再掲）】

・児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。

	平成30年度 (策定時)	令和5年度	令和6年度 (目標値)
児童養護施設退所児童 の大学等進学率（再掲）	25.7%	集計中	35%

《令和5年度の取組実績》

県単独補助事業である施設入所児童フェアスタート応援事業費において、施設入所児童の高校での学習・生活支援に係る費用の一部を助成。

7. 子育てしやすいまちづくりの推進

【自主防犯活動が実施されている地域の割合】

・ 県民、事業者、NPO等が結成する自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」などによる民間パトロール活動を支援します。

	平成30年度 (策定時)	令和5年度	令和6年度 (目標値)
自主防犯活動が実施 されている地域の割合	88.9%	86.0%	90%

《令和5年度の取組実績》

わがまち防犯隊レベルアップセミナーによる講習会の実施や防犯のまちづくり出前講座、現地指導の実施。

犯罪発見時の警察への通報、要保護者の保護等に御協力いただく協定を県内事業者と締結。

【声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数】

・ 学校との連携による子供の犯罪被害防止対策や、PTA等の学校関係者、少年警察ボランティア、地域の青少年育成関係者、地域住民等との連携によるパトロール活動などの安全対策を推進します。

	平成30年度 (策定時)	令和5年度	令和6年度 (目標値)
声かけを行う非行防止 夜間パトロールの実施 市町村数	56 市町村	56 市町村	57 市町村

《令和5年度の取組実績》

市町村に対するパトロール活動の呼びかけを行い、研修会等の機会を通じ、パトロール活動への積極的な取組みを依頼。

活動実績調査や、夏期期間(7・8月)のパトロール活動の活動実績調査を実施。

児童養護部会 審議結果報告

資料5

1 里親の認定に関する審議

(1) 開催及び審議状況

(単位：世帯)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適当	保留	計
令和6年度	第1回	R6. 6. 4	12	12	0	0	12
令和6年度	第2回	R6. 7. 26	7	7	0	0	7
計			19	19	0	0	19

(2) 認定・登録里親の状況

ア 種類別

(単位：世帯)

養育里親		養育里親＋ 養子縁組里親	養子縁組 里親	親族里親	計
	うち専門里親				
5	2	14	0	0	19

イ 職業別

(単位：人)

	会社員	自営業 会社役員	公務員	非正規就労	無職	その他	計
里父	13	2	1	1	0	0	17
里母	4	2	0	8	4	1	19
計	17	4	1	9	4	1	36

ウ 年齢別

(単位：人)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
里父	0	4	6	7	0	0	17
里母	0	6	9	3	0	1	19
計	0	10	15	10	0	1	36

2 児童相談所の採る措置に関する審議

(単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適当	保留	計
令和6年度	第1回	R6. 6. 4	4	4	0	0	4
令和6年度	第2回	R6. 7. 26	9	9	0	0	9
計			13	13	0	0	13

3 被措置児童等虐待事案の報告

(単位：件)

虐待該当	非該当	計
3	1	4

4 児童虐待重大事例検証委員会報告

1件（志木市事例、本庄市事例）